

制裁としての攻撃の正当性に関する幼児の認知 (2)

越中康治・前田健一

Preschoolers' cognitions about justice of punitive aggression (2)

Koji Etchu and Kenichi Maeda

制裁としての攻撃が正当であるか否かという問題は、相反する主張や見解が認められる、一種の道徳的ジレンマである。近年の実験的研究から、制裁としての攻撃の正当化は幼児期から見られることが明らかにされている。また、制裁としての攻撃が有する基本的な社会的機能について、幼児が理解を示す可能性も示唆されている。しかしながら、制裁としての攻撃に関する幼児一人ひとりの認識は多様であると考えられる。本研究では、幼児の認識を質的に検討することを目的として、幼児とともに、制裁としての攻撃に関する社会・道徳的な話し合いを行った。

キーワード：幼児、制裁としての攻撃、報復的公正、社会・道徳的な話し合い

問題と目的

平和心理学の分野において、攻撃と暴力とは区別して考えられている。暴力には、不当である、悪であるという意味が含まれている。しかしながら、攻撃はそれ自体暴力ではないとされる。弱者を守るために攻撃を示すことが正当防衛として認められるように、攻撃については、それ自体が善悪のいずれかであるという判断はできないとされる(伊藤, 2001)。確かに、被害を回避するための攻撃は、正当防衛として刑法第36条1項において認められている(急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない)。一般的には悪いと考えられている攻撃行動も、示される社会的文脈によっては、必ずしも悪いと判断されないことがある。

同様に、攻撃行動が必ずしも悪いことであるとは判断されない社会的文脈として、攻撃行動が復讐や制裁を目的として示される場合が挙げられる。もっとも、復讐や制裁を目的とした攻撃は、現代においては、刑法の上でも国際法の上でも、基本的に認められることはない。例えば、刑法においては、被害者(家族等を含む)が度を越した報復に至ることのないように、すなわち相手方の個人を不当に侵害することによって正義の原理に反することのないように、刑罰が課される(中目野, 2004)。仇討などは、日本においても、明治以降、刑法においては認められていない。それにもかかわらず、現実には、テロ行為による被害を受けた国の国民が、テロに対する報復・復讐のために、自国が他国を爆撃することを肯定的に評価するということがある(アロンソン, 1994)。復讐や制裁を目的とした攻撃は、何故、正当化されるのであろうか。“復讐には人の正義感を満足せしむるもの

がある”（新渡戸, 1974, p.107）ためか、復仇という習慣が今日でもまったく廃れていないという新渡戸稲造の指摘は、百年を経た今日においても当てはまる。

心理学の分野においても、こうした問題を取り扱うことの重要性については、古くから指摘されてきた。例えば、Strayer & Noel (1986) は、“敵に対して向社会的に振舞うよりも、攻撃を示した方が社会的に称賛されるという場合もあり、攻撃行動は悪、向社会的行動は善というような単純な二分法には限界がある”と指摘している。こうした問題は、社会心理学の分野においては、公正に関する研究の一環として、あるいは攻撃性に関する研究の一環として取り扱われはじめている。

公正に関する研究においては、従来、報酬分配における公正の問題を中心として、様々な観点から研究が進められてきた。しかしながら、近年、今後の研究課題として、報復的公正の問題の重要性が指摘されるようになった（田中, 1998）。報復的公正とは、財政赤字や経済的損失を誰が負担するかという問題や、罪を犯したものに対する制裁や加害者への仇討ちといった報復の問題など、「負」の分配の問題を含む概念である（田中, 1998）。確かに、やられたことをやり返すことによって、被害者と加害者との間に生じた不公平な状態が解消されることが、復讐や制裁を目的とした攻撃の正当化につながることがあると考えられる。

また、攻撃性に関する研究においては、大淵 (1987) が、攻撃行動を対人機能の観点から分類し、その中のひとつに制裁としての攻撃を位置づけている。さらに、大淵 (2000) は、制裁としての攻撃には、公平回復機能（違反者に制裁を加えることによって遵法者との間に公平を回復する機能）、社会秩序機能（違反者を見逃さないことで、人々に秩序が保たれているという安心感を与える機能）、一般抑止機能（見せしめに罰することで、集団内における将来の違反を低減させる機能）、特殊抑止機能（違反者の違反行為に対する動機づけを低減させる機能）の4つの社会的機能があるという見解を示している。これらの機能が有効であることが期待される故に、制裁としての攻撃は、攻撃行動であるにもかかわらず正当化されやすいものと考えられる。

このように報復的公正や制裁としての攻撃などの問題は、社会心理学の分野において、近年、積極的に取り上げられるようになりつつある（e.g., 品田・山岸・大村, 2004; 寺井・山岸, 2004）。しかしながら、社会心理学の分野においても、研究は未だ途上であるといえる。これは、発達心理学の分野においても同様である。幼児及び児童を対象とした公正に関する研究においても、従来は、報酬分配の公正さに焦点がしぼられており、罰などのネガティブなものの公正さに関する検討はほとんどなされてこなかった（渡辺, 1992）。また、攻撃性の研究においても、攻撃行動の公正さに関する理解がいつ頃から示されるようになるかについては検討されておらず、研究の必要性が指摘されている（畠山・畠山・山崎, 2002）。

こうした指摘を踏まえ、近年、制裁としての攻撃に関して、幼児を対象とした実験的な研究がなされている。例えば、越中（審査中）は、年中児及び年長児を対象として場面想定法による実験を行い、攻撃行動が示されるに至るまでの社会的文脈と攻撃行動に対する道徳的判断との関連を検討している。主人公の他児に対する攻撃行動を、社会的文脈から、挑発的攻撃（他児から物を奪うための攻撃）、報復的攻撃（奪われた物を他児から取り返すための攻撃）、制裁としての攻撃（他児が奪った物を仲間に取り返すための攻撃）にタイプ分けして、それぞれについて幼児に道徳的判断を

求めている。結果として、幼児は、挑発的攻撃を明らかに悪いことであると判断するのに対し、報復的攻撃及び制裁としての攻撃はよいとも悪いともいえないと判断することが見出された。また、幼児は、挑発的攻撃及び報復的攻撃に関しては、自らは示さないとするのに対し、制裁としての攻撃に関しては自らも示すと回答する傾向にあることが示された。さらに、越中（2004）は、幼児を対象とした場面想定法による実験を行い、主人公の他児に対する攻撃行動を、動機（利己的：他児の攻撃行動が自分に向けられたため、利他的：他児の攻撃行動が仲間に向けられたため）と目標（回避：他児の攻撃を避けるため、復讐：他児から受けた攻撃をやり返すため）の観点から、防衛（利己的回避）、擁護（利他的回避）、報復（利己的復讐）、制裁（利他的復讐）の4種類に分類して、各々についての道徳的判断を求めている。結果として、利己的攻撃よりも利他的攻撃が、回避のための攻撃よりも復讐のための攻撃が正当化されやすいことが見出された。これらの研究から、制裁としての攻撃の正当化が幼児期から認められることが示唆される。幼児は、報復的公正に関して一定の理解を示している可能性がある。

さらに、越中（2003）及び越中（印刷中）では、制裁としての攻撃の公平回復機能と特殊抑止機能について、幼児が理解を示すかについて検討している。越中（2003）では、年中児及び年長児を対象として、対象児自らが攻撃被害を受けた際、第三者が加害者を叩くことによって制裁を加えた場合にどのような気持ちになるか（嬉しいか、悲しいか）を調査している。結果として、幼児は、特に加害者に悪意があった場合に、制裁としての攻撃によって「嬉しくなる」と回答する傾向にあり、公平回復機能について一定の理解を示す可能性が示唆された。また、越中（印刷中）では、年少児及び年中児を対象として、違反者の違反行為を矯正する上で、制裁としての攻撃を示すことが有効であるかについての判断と、制裁としての攻撃を実行することが望ましいかの判断を求めている。結果として、幼児は、違反行為を矯正する上で制裁としての攻撃が有効であると判断する傾向にあり、特殊抑止機能について一定の理解を示す可能性が示唆された。また、年中児では、特殊抑止機能が有効であると判断するものほど、制裁としての攻撃を正当化していた。これらの研究から、幼児は、制裁としての攻撃によって、被害者の傷つけられた感情が癒されたり、加害者の行為が矯正されたりすることがあると認知するが故に、制裁としての攻撃を正当化する可能性が示唆された。

しかしながら、一連の研究においては、当然のことながら、制裁としての攻撃の正当性や社会的機能の有効性を認めない者もいた。制裁としての攻撃は、幼児全体として見たときに、攻撃行動であるにもかかわらず正当化されやすいといえるかもしれないが、幼児一人ひとりの認識は多様であることが予想される。このことを踏まえると、制裁としての攻撃が正当であるか否かという問題は、一種の道徳的ジレンマ（相反する主張、見解が認められる状況；De Vries & Zan, 1994）であると考えられる。制裁としての攻撃に対しては、「懲らしめるために攻撃を加えることは有効である」「攻撃を加えることは逆効果である」「いかなる理由からも攻撃を加えるべきではない」など、様々な判断がなされる可能性がある。制裁としての攻撃や報復的公正の問題を幼児がどのように捉えているかについては、実験研究のみならず、様々な観点からの研究が必要であると考えられる。そこで、本研究では、制裁としての攻撃に関する幼児の認知を質的に検討することを目的として、幼児とともに、社会・道徳的な話し合いを行った。年中児時点と年長児時点の2回にわたって話し合いを行い、

発達的な変化についても検討を行った。

方 法

参加者

話し合いは、第1著者が保育士として勤務する保育園に所属する男児4名、女児4名とともに実施した。参加者には、話し合いと同時期に、言語能力の指標として、上野・撫尾・飯長(1991a)の絵画語り発達検査〔1991年修正版〕を実施している。以下に、話し合いに参加した幼児の名前(すべて仮名)と、話し合いに参加した時点での月齢及び語り年齢を示す。なお、語り年齢は、個人の語り理解力がどのくらいの年齢水準にあるかを示す指標である。上野・撫尾・飯長(1991b)の、絵画語り発達検査手引〔1991年修正版〕に従って算出した。

1年目の話し合いは、男児は、マサシ(月齢64ヶ月、語り年齢51ヶ月)、ユウト(月齢64ヶ月、語り年齢73ヶ月)、シュン(月齢61ヶ月、語り年齢75ヶ月)、アキオ(月齢61ヶ月、語り年齢57ヶ月)の4名、女児は、マユミ(月齢66ヶ月、語り年齢66ヶ月)、ミドリ(月齢60ヶ月、語り年齢63ヶ月)、ナナコ(月齢57ヶ月、語り年齢63ヶ月)、ユウコ(月齢55ヶ月、語り年齢73ヶ月)の4名で実施した。

2年目の話し合いまでに、1年目の話し合いの参加者のうち女児2名(マユミとユウコ)が転出し、女児2名(タマオとアイナ)が転入した。これに伴い、2年目の話し合いは、男児は、マサシ(月齢76ヶ月、語り年齢92ヶ月)、ユウト(月齢76ヶ月、語り年齢102ヶ月)、シュン(月齢73ヶ月、語り年齢125ヶ月)、アキオ(月齢73ヶ月、語り年齢69ヶ月)の4名、女児は、タマオ(月齢76ヶ月、語り年齢79ヶ月)、アイナ(月齢75ヶ月、語り年齢51ヶ月)、ミドリ(月齢72ヶ月、語り年齢79ヶ月)、ナナコ(月齢69ヶ月、語り年齢81ヶ月)の4名で実施した。

調査時期

2003年9月中旬と、1年後の2004年9月中旬に実施した。

材料

制裁としての攻撃に関する仮想のジレンマを提示するために、越中(印刷中)で使用した紙芝居を使用した。

手続き

参加者は、仮想のジレンマについて、男女別に、第1著者とともに話し合いを行った。話し合いに際して、材料を使用して仮想のジレンマの提示を行った。主人公(男児ではタロウくん、女児ではハナコちゃん)が、いつもクラスのお友達のことを叩いて泣かせているという場면을提示した。場面の提示後、特殊抑止機能の有効性と、制裁としての攻撃の正当性について、挙手により回答を求めた。具体的には、「お友達に意地悪しないで」と言って主人公を叩いたら主人公が意地悪しなくなるか否か(特殊抑止機能が有効であるか、無効であるか)、さらに、叩くことがよいことか否か(制裁としての攻撃が正当であるか、不当であるか)について、挙手により回答を求めた。その後、この問題に関して、自由な意見及び理由づけを求めた。

De Vries & Zan (1994)の「社会・道徳的な話し合い」を参考にして、以下の点に留意した(①意

見の相違が無理なく見つけられるような問題を選ぶ。②子どもにジレンマのあるお話を何度でも読み聞かせる。③子どもがお話の中のあらゆる視点を認識するよう援助する。④自由に答えられる質問をする。⑤保育者が繰り返し言うことによって、子どもたちが自分たちの考えを明確にできるよう援助する。⑥あらゆる意見と立場を受け入れる)。なお、参加者たちは、園で日常、いかなる理由があっても人を叩いてはいけないと指導されている。話し合いには、雑談を含め、男女各 20～30 分程度を要した。

結 果

男児の話し合い（1 年目）

話し合い前の挙手による回答において、ユウト、アキオ、マサシの 3 名は、特殊抑止機能が有効であり、制裁としての攻撃が正当であると回答した。シュンのみが、特殊抑止機能が無効であり、制裁としての攻撃は不当であると回答した。以下に、挙手による回答後の、話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を記す。幼児及び著者の発言を「」内に記した。また、幼児の発言の補足等を（）内に記した。

著 者：ユウト、アキオ、マサシに「叩くのはどうしてよいことなの？」

ユウト：「自分がね、どれだけ痛いかを、確かめる」

アキオ：「叩いたらね、タロウくんやめると思うけん」

ユウト：「叩くのはしょうがないかもね」

著 者：シュンに「叩くのはどうして悪いことなの？」

シュン：「かわいそうじゃけん…。(著者：「誰が?」) タロウくんが」

著 者：「確かに叩いたらかわいそうかもしれないね。でも、みんなは叩いた方がいいと思うの？」

ユウト：「んー、悪いことするけん」

著 者：「悪いことしたら、叩いてもいいの？」

アキオ：「ダメ」

ユウト：「やり返すしかない」

アキオ：「… 3 回やり返すしかない」

マサシ：「(やり返さなかったらタロウくんが) バッチンするかもしれん」

著 者：「みんなだったらどうするの？」

アキオ：「なんで、叩くの? (って聞く)」

ユウト：「怒ってから、頭を 2 回殴ってやる」

シュン：「やめてって言う」

著 者：「タロウくんが叩くのはいけないんだよね? みんながタロウくんを叩くのはいいの?」

ユウト：「いいこと!」

アキオ：「わるいこと!」

著 者：「どうして?」

アキオ：「だってね、やめてって言ったらね、やめてくれると思うもん」

ユウト：「…〇〇ちゃん（保育士）に知らせるしかない」

著者：「マサシくんはどう思う？」

マサシ：「もう1回ゴチンする」

著者：「やっぱり叩いた方がいいのかな？」

シュン：「ダメです」

ユウト：「ダメだよやっぱり」

アキオ：「叩いたら越中くん（第1著者）とかに怒られる」

ユウト：「もし叩いたら、あっちからも叩かれちゃう」

著者：「そういえば、アンパンマンって、悪いことやめないバイキンマンにアンパンチするよね。

みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな？」

シュン：「ダメ。またやり返すから」

マサシ：「だって、やめてくれるかもしれんけん」

ユウト：「叩いた方が機嫌直すかもしれない」

シュン：「だってね、叩いてもしょうがないから…」

ユウト：「ダメ。ダメだけど（叩くのは）しょうがない」

アキオ：「でも、叩いたらダメじゃけんね、みんな泣くけんね、やめたほうがいい」

女兒の話し合い（1年目）

話し合い前の挙手による回答において、マユミ、ナナコ、ミドリの3名は、特殊抑止機能が無効であり、制裁としての攻撃は不当であると回答した。ユウコのみが、特殊抑止機能が有効であり、制裁としての攻撃は正当であると回答した。話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を以下に記す。

著者：ユウコに「叩くのはどうしてよいことなの？」

ユウコ：「痛いから…」

著者：マユミ、ナナコ、ミドリに「叩くのはどうして悪いことなの？」

ナナコ：「だって、叩いたんだもん」

マユミ：「えっとねー、叩いたけん…」

ミドリ：「…」

著者：「そういえば、アンパンマンって、悪いことしたバイキンマンにアンパンチするよね。みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな？」

ユウコ：「いいことだと思う。悪いことするけん」

マユミ：「だって、もう叩かないようにせんといけんけん、叩いたらやめるかも知れんけん」

ナナコとミドリ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

マユミ：ナナコとミドリを気にしている様子。「あと、もう1つあるんじゃ。えっとね、叩いたらダメ。人も痛いけん」

著者：「やっぱり叩かない方がいいのかな？」

ユウコ：「叩いたけんね、やり返した方が…。(著者：「いいの？ どうして?）」意地悪せんようになる」

著者：「マユミちゃんはどう思う？」

マユミ：「んー、自分も叩かれたくないから…」

著者：「ナナコちゃん、ミドリちゃんはどう思う？」

ミドリ：首を傾げる。

ナナコ：「グーでやったら（いけない）…」

マユミ：「パーはいいけどね」

ユウコ：「やさしくやったほうがいい」

著者：「やっぱりハナコちゃんを叩いた方がいいのかな？」

マユミ：「んー、叩いたら、みんなハナコちゃんのこと大嫌いになるけん、叩かん方がいいって、教える」

ユウコ：「でも、話、聞いとらんかったらね、叩く」

著者：「話を聞かなかつたら叩いてもいいの？ 本当？」

マユミ：「ほんまよ」

ユウコとミドリ：同意して頷く。

ナナコ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

著者：「やっぱりハナコちゃんを叩いた方がいいのかな？」

ユウコ：「すごい勢いで叩いたらいけん」

マユミ：「んー、1歳さんとか2歳さんがね、真似するかも知れんけん。よくない」

ユウコ、ナナコ、ミドリ：頷き同意する。

著者：「なるほどね。じゃあ、叩くのはいけないことかな？」

マユミ：「ほんまはいけんよ」

著者：「いいときもあるの？（マユミ：「うん」） どうして？」

マユミ：「だって、ハナコちゃん、本当は、自分で叩くかも知れんけん」といいながら、自分で自分を叩くふりをする。

男児の話し合い（2年目）

話し合い前の挙手による回答において、ユウトは特殊抑止機能が有効で、制裁としての攻撃が正当であると回答した。アキオは特殊抑止機能が無効で、制裁としての攻撃が不当であると回答した。残る2名について、マサシは特殊抑止機能が有効であると回答し、シュンは特殊抑止機能が無効であると回答したが、善悪については、2名とも、よいとも悪いともいえないと回答した。話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を以下に記す。

著者：「みんなはどうしてそう思ったの？」

シュン：「仕返しになるからどっちでもない。半分ずつになる。1対1になる、叩いたのが」

ユウト：「叩かれて悔しいから、やり返してもいい」

アキオ：「悪いと思う。叩いたら頭が悪くなるから」

マサシ：「どっちでもないと思う。どっちも悪いから。でも、泥棒みたいだから…。（著者：「何が？」）

叩いたら。（著者：「だから悪いの？」） うん」

ユウト：「最初に叩きよる方が叩いたけえ、いいと思う」
シュン：「でも、見たら、悪い人だと思うから…。(著者：「誰が見たら?」) 他の人が…」
著者：「みんなだったらどうするの? 叩いたりする?」
ユウト：「する」
アキオ：「せん (しない)」
シュン：「そういうときは先生に言う」
ユウト：「…自分で教える」
アキオ：「○○ちゃんとか越中くん (いずれも保育士) が、さくら (年長組) さんだから話してって言うから」
マサシ：「先生に言う」
著者：「そういえば、アンパンマンって、悪いことやめないバイキンマンにアンパンチするよね。みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな?」
シュン：「自分がヒーローじゃないけえ」
アキオ：「さっきと同じ。自分で教える」
著者：「なるほどね。みんながしないのは分かったけど、意地悪をやめないタロウくんを叩くのはいいことなのかな、悪いことなのかな」
ユウト：「んー、やり返しだから、叩かれて悔しいから、やり返して、痛い思いするってさせたらいい」
シュン：「気持ちを、叩いてから、やり返す。あのね、この子 (叩かれた子) が思った気持ちをやり返す。パチがあたったのと一緒にじゃけえ。パチあたらたら痛いけえ」
著者：「叩くのはしょうがないの?」
ユウト：「やり返しじゃけえ、先生に怒ってもらうこととは違うと思うけど…。両方叩いてから、いつも叩きよる子 (タロウくん) が先生に言っても、自分も毎日叩きよるけえ、自分にも注意される (著者：「だからいいの?」) うん」
シュン：「でも、もし、その前、やってなかったらダメ。(著者：「何を?」) タロウくんが意地悪しとらんかったらダメ。あと、叩くの、何回もやったらダメ。そしたら、注意している人が悪い人になりそう」
著者：「人を叩くのはいいことなの?」
全員：「悪い!」
著者：「でも、いいときもあるの?」
ユウト：「やり返しはいい」
シュン：「悪い人にやり返しはいい」
マサシ：「頭叩かれたらやり返してもいい」
著者：「意地悪する人をみんなが叩いたら、先生に怒られないかな?」
シュン：「俺ね、あのね、(先生が) 叩いてる人のこと見てなかったら怒ると思う」
アキオ：「怒られると思う。だって、(自分も) 叩いとる。いつもそうやると怒られる」

マサシ：「怒られると思う。わかんないけど」

ユウト：「んー、怒られないと思う。やり返しのことを話したら」

著者：「叩いた方がいいのかな？」

アキオ：「いいことだと思う、やり返しだからいいと思う」

シュン：「悪い人を叩くけえ、悪い人、おらんようだったら、みんな泣かんけえ」

著者：「本当にいいの？」

ユウト：「だと思う」（シュン、アキオも同意）

マサシ：首を傾げる。著者が「悪いの？」と尋ねると頷く。

著者：「本当は悪いんじゃないの？」

シュン：「んー、叩くのも悪いし、仕方ないし…」

マサシ：「やっぱりダメだと思う」

ユウト：「越中くん、本当のこと教えて」

女兒の話し合い（2年目）

話し合い前の挙手による回答において、特殊抑止機能に関しては、タマオのみが有効であると回答したが、他の3名は無効であると回答した。善悪については、4名全員が悪いことであると回答した。話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を以下に記す。

著者：「叩いたのはどうして悪いことだったの？」

アイナ：「やり返したから悪い」

タマオ：「叩いたら、もうやめると思うけど…。やり返して叩いた。叩いて、また叩いたから。（著者：「悪いの？」）うん」

ミドリとナナコ：意見を求めるが発言せず。

著者：「みんなだったらどうするの？ 叩いたりする？」

アイナ：「口で…」

タマオ：「やめてあげてって言う！」

アイナ：「先生のところに連れて行く。（著者：「先生がいなかったら？」）子どもが言う」

ミドリとナナコ：意見を求めるが発言せず。

著者：「なるほど。みんなは叩いたりしないんだね」

全員：頷く。

著者：「そういえば、アンパンマンって、悪いことしたバイキンマンにアンパンチするよね。みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな？」

タマオ：「いいと思う。何回もみんな叩かれたら、かわいそうだから」

アイナ、ミドリ、ナナコ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

著者：タマオに「意地悪する人をみんなが叩いたら、先生に怒られないかな？」

タマオ：「…叩いてやっつけたから、先生が怒る」

アイナ、ミドリ、ナナコ：頷く。

著者：「じゃあ、みんなが意地悪な人に叩かれたとき、見ていたお友達が意地悪な人のことを叩い

たらどうだろう？ お友達が意地悪な人のことを叩いたのはいいことかな？ 悪いことかな？」

タマオ：「いい。叩いてやっつけてくれた」

アイナ：「やり返したから悪い。助けてあげたけど、叩いたから悪い」

ミドリとナナコ：頷く。

著者：「なるほどね。タマオちゃんはどう思う？」

タマオ：「やり返してやっつけたから…。最初に叩いた子が悪い」

著者：「なるほどね。タマオちゃんが言っていることも分かるなあ。みんなは叩いたらダメだと思うの？」

アイナ：「叩いたから悪い」

タマオ：「いいこと。叩いてあげたから」

ナナコ：「やっぱり、助けてあげたから、いい」

ミドリとアイナ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

タマオ：ミドリとアイナの様子を見て「もう1回、みんなに聞いたらいいいじゃん！」

著者：挙手により回答させる。全員意見は変わらず。タマオとナナコに「人のこと叩いたらいけないんじゃないの？」

タマオ：「いい。助けてあげたから！」

ナナコ：頷いて同意を示す。

アイナとミドリ：同意を示さない。意見を求めるが発言せず。

著者：「やっぱり、いけないんじゃないの？」

タマオ：「…いいと思う」

ナナコ：首を傾げる。

アイナとミドリ：首を振る。意見を求めるが発言せず。

考 察

男児の年中児時点の話し合いでは、序盤は、アキオ、ユウト、マサシなど、制裁としての攻撃を肯定する者が優勢であった。「叩いたらね、タロウくんやめと思うけん」（アキオ）のように、違反者に対する制裁の特殊抑止機能を肯定的に評価する発言が見られたのが特徴的であった。また、ユウトの「自分がね、どれだけ痛いかを、確かめる」という発言などは、「目には目を」という刑罰の基礎となる応報の原理（中野目, 2004）についての理解を反映すると考えられる。「叩くのはしょうがないかもね」（ユウト）という発言からも、攻撃行動を基本的に悪いことと認知しながらも、制裁としての攻撃を示した者の情状を酌量して正当化していることが窺える。

その後、シュンが、制裁を受けた違反者の苦痛を考慮して「かわいそうじゃけん…」と反論した。シュンは、一貫して、「(相手が) またやり返すから」「叩いてもしょうがない」と主張し続けた。これを受けて、アキオとユウトの意見は変化を見せた。「叩いたら、怒られる」（アキオ）、「あっちゃからも叩かれちゃう」（ユウト）などと、教師の罰や相手の報復を懸念して、制裁としての攻撃に否定的な発言を示すようになった。また、「やめてって言ったらね、やめてくれると思うもん」（アキオ）

という発言も見られた。こうした発言から、制裁としての攻撃以外の代替法についての知識を有することが、制裁を抑止することにつながる可能性が示唆される。ユウトとアキオの見解は、最終的に、「ダメだけどしょうがない」(ユウト)、「みんな泣くけんね、やめたほうがいい」(アキオ)というところに落ち着いたが、話し合いの中では、何度も変化を見せた。一方、マサシは、一貫して、「やめてくれるかもしれんけん」「(やり返さなかったら)バッチンするかもしれん」などと、特殊抑止機能が有効であることを主張し、制裁を加えるべきであるとした。罰を加えることが有効であるという信念が、制裁の正当化に結びつくのであろう。

女兒の年中児時点の話し合いでは、序盤は、男児とは逆に、制裁としての攻撃を否定する者が優勢であった。しかしながら、話し合いは活発なものとはならなかった。ナナコとミドリは、制裁としての攻撃を悪いことと認識しているものの、明確な理由づけができなかった。これに対して、ユウコは「(相手が)悪いことするけん」という理由から制裁を肯定した。これを受けて、当初は制裁に否定的であったマユミが、「叩いたらやめるかも知れんけん」と、特殊抑止機能の有効性について言及し、制裁にやや肯定的となった。その後は、マユミを中心として話し合いが進んだ。発言は少ないものの制裁を肯定しないナナコ及びミドリと、一貫して肯定し続けるユウコの間に挟まれ、マユミは、様々な状況要因について言及し、制裁を肯定したり否定したりした。制裁を不当とする理由としては、年中男児の場合とほぼ同様に、「叩かん方がいいって、教える」「(相手も)痛いけん」「自分も叩かれたくない」などの発言があった。男児に見られなかった発言としては「(小さい子が)真似するかも知れんけん」というものもあった。女兒では、こうした否定的な発言の一方で、状況によっては正当であるという意見も示された。特に「(相手が)話、聞いとらんかったらね、叩く」(ユウコ)という発言に対しては、マユミのみならず、一貫して制裁を否定していたミドリも同意を示した。また、攻撃の程度を問題として、「グーでやったら(いけない)…」(ナナコ)、「パーはいいけどね」(マユミ)、「すごい勢いで叩いたらいけん」(ユウコ)などの発言も見られた。

以上、年中児時点の話し合いから、先行研究(越中, 2003, 2004, 印刷中, 審査中)において示唆された通り、この年齢の幼児でも、報復的公正に一定の理解を示し得ることが明らかとなった。特に特殊抑止機能が有効であるとする者ほど、一貫して、制裁としての攻撃を正当化する傾向が認められた。しかしながら、制裁としての攻撃が正当であるか否かは、年中児にとって、実に複雑な問題であるといえる。男女ともに、話し合いの中で、主張や考え方が一貫していた者はほとんどいなかった。制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断は、様々な状況要因に左右されるものと考えられる。

1年を経た年長児時点の話し合いにおいて、男児では、年中児時点には最も制裁を否定したシュンが肯定する側となり、肯定したマサシが否定する側となるなどの変化が見られた。そして、何よりも、話し合いが深まりを見せた。まず、序盤から、「仕返しになるからどっちでもない」(シュン)、「どっちも悪い」(マサシ)など、制裁を善悪のいずれとも決めかねるという発言が多く見られた。次に、制裁を正当化する理由として、特殊抑止機能以外の他の機能を肯定的に評価する発言が見られるようになった。公平回復機能に関しては「(叩かれた子が)叩かれて悔しいから」(ユウト)、「(叩かれた子が)思った気持ちをやり返す」(シュン)などの発言が、社会秩序機能に関しては「悪い人

を叩くけえ、悪い人、おらんようになったら、みんな泣かんけえ」(シュン)などの発言が見られた。こうした発言は、大淵(2000)が提唱した制裁としての攻撃の社会的機能について、基本的な理解を示していることを反映していると考えられる。

さらに、制裁に対する保育者の反応の予測にも大きな変化が認められた。年中児時点では、「先生から怒られるから悪い」という見解しか示されなかったのに対して、年長児時点では、「叩いてる人のこと見てなかったら怒ると思う」(シュン)、「怒られないと思う。やり返しのことを話したら」(ユウト)などの発言が見られるようになった。こうした発言から、攻撃行動が制裁として示された場合には、保育士も容認するのではないかと認知していることが窺える。

こうした発言は、役割取得能力との関連においても興味深いものであると考えられる。Selmanの社会的視点取得の段階で考えると、こうした思考はステージ2の自己内省的役割取得の段階(7歳~12歳)に相当すると考えられる(荒木,1988)。例えば、荒木(1988)の役割取得検査において提示されるジレンマは以下のようなものである。木登りが得意な女の子が、ある日、木から落ちて怪我をしそうになる。女の子は、それを見ていた父親と、もう2度と木には登らないという約束をすることとなる。後日、女の子は、木から降りられなくなった子猫を助けてくれるよう、飼い主である小さい子から頼まれる。こうしたジレンマにおいて、女の子が木に登っても「父親は女の子が猫を助けたいことを分かってくれる」「はじめは叱ったとしても理由を話せば許してくれる」と判断できるのが、自己内省的役割取得の段階である(8歳になって1割程度の者がこの段階に到達する;荒木,1988)。

話し合いの参加者に対しては、3ヵ月後、荒木(1988)の役割取得検査を個別に実施している。しかしながら、その際には、年齢相応の結果となり、自己内省的役割取得の段階にある者は皆無であった。話し合うことによって、制裁としての攻撃に関して、高度な思考を行うことが可能になったものと考えられる。話し合いの場面では、意見を交換し合うことによって、「先生に怒られるから悪い」というような一面的な見方から脱し、様々な見地に立って、被害者や周りの仲間、先生の気持ちなどをも考慮した多面的な判断を行うことが可能であったのだろう。

その一方で、女兒の年長児時点の話し合いは、年中児時点の話し合いと同様、序盤から一貫して、活発なものとはならなかった。年中児時点の話し合いと同様に、ナナコとミドリは、基本的に制裁としての攻撃を悪いことと認識しているようであったが、明確な理由づけがでず、積極的に発言することはなかった。そうした中で、ナナコやミドリと同様に、制裁としての攻撃に否定的であったアイナが積極的な発言を行った。その内容は、一貫して、「叩いたから悪い」「やり返したから悪い」というものであった。一方で、タマオは、特殊抑止機能が有効であると判断し、「最初に叩いた子が悪いから」「叩いた子をやっつけたから」「やり返しだから」などの理由を挙げ、制裁としての攻撃はよいとした。こうした発言の内容は、年中児時点の話し合いにおけるユウコのものと同様といえよう。後半になって、タマオの強い主張にナナコが同調を示し、肯定的立場と否定的立場に分かれたが、話し合いは深まりを見せなかった。男児の場合とは異なり、一面的な見方からの発言に始終した。年中児時点の話し合いから、大きな変化はなかったといえる。

年長児時点における話し合いで、男女でこのような違いが生じた背景としては、次のようなこと

が考えられる。第1に、言語能力の問題である。絵画語い発達検査の結果から、年中児時点では、男女ともにほぼ年齢相応の言語能力を有していたと考えられる。しかしながら、年長児時点の結果から、女兒がほぼ年齢相応であったのに対して、多くの男児は年齢以上の言語能力を有していたと考えられる。男児の話し合いの深まりは、言語能力の著しい上昇によってもたらされた部分もあったのであろう。第2に、女兒では、男児に比して大人しく、発言する者も少なかったため、話し合いが深まらなかったとも考えられる。そして、第3に、女兒の場合は、男児に比して、攻撃を示すべきではないという性役割期待が強いことが考えられる。女兒では、自由な発言の場とはいえ、攻撃を正当化する発言をすることが憚られたのかもしれない。話し合いの3ヵ月後に実施した荒木(1988)の役割取得検査においては男女ともに年齢相応の結果であったことから、話し合いの時期においても、道徳性の発達段階に関して違いはなかったものと推測される。積極的に話し合うか否かで、考えの深まりに違いが生じたのではないだろうか。

以上、本研究では、制裁としての攻撃に関する幼児の認知を質的に検討することを目的として、幼児とともに、社会・道徳的な話し合いを行った。本研究から、何故、幼児が制裁としての攻撃を正当化するかについて一定の知見が示された。報復的公正に関する理解や、制裁の社会的機能に関する理解が、幼児期において既に認められることが確認された。一方で、制裁としての攻撃がもたらすネガティブな結果(教師の罰や相手の報復など)についての理解や、攻撃を無益である不当であるとする信念も、幼児期から認められることが示された。幼児がどういった考えを有するかには個人差があるが、話し合いを通して仲間の意見に触れることによって、考えが変容したり、深まることもあると考えられる。本研究における話し合いの中では、特に、制裁としての攻撃以外の代替法についての知識を有することが、制裁を抑止することにつながる可能性なども示された。今後は、こうした知見をもとに、幼児の攻撃性をいかに抑制し得るかについて検討する必要がある。

引用文献

- 荒木紀幸 1988 役割取得検査マニュアル トーヨーフィジカル
- アロンソン E. 岡 隆・亀田達也(訳) 1994 ザ・ソーシャル・アニマル(第6版) 一人間行動の社会心理学的研究—サイエンス社(Aronson, E. 1992 *The social animal*. 6th ed. New York: W. H. Freeman and company.)
- De Vries, R., & Zan, B. 1994 *Moral classrooms, moral children: Creating a constructivist atmosphere in early education*. NY: Teachers College Press.
- 越中康治 2003 制裁としての攻撃が幼児の感情に及ぼす影響—幼児の年齢、性別及び攻撃性の効果— 日本教育心理学会第45回総会発表論文集, 115.
- 越中康治 2004 攻撃行動に対する幼児の道徳的判断 日本乳幼児教育学会第14回大会研究発表論文集, 154-155.
- 越中康治 印刷中 制裁としての攻撃の正当性に関する幼児の認知 広島大学大学院教育学研究科紀要(第三部)
- 越中康治 審査中 仮想場面における挑発、報復、制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断 教

育心理学研究

- 畠山美穂・畠山 寛・山崎 晃 2002 幼児期及び児童期の攻撃行動と仲間関係に関する研究 幼年教育研究年報（広島大学教育学部附属幼年教育研究施設）, 24, 111-117.
- 伊藤武彦 2001 攻撃と暴力と平和心理学 心理科学研究会（編） 平和を創る心理学—暴力の文化を克服する— ナカニシヤ出版 Pp. 9-31.
- 中目野善則 2004 刑法の解説（三訂版） 一橋出版
- 新渡戸稲造 矢内原忠雄（訳） 1974 武士道（改版） 岩波書店 (Nitobe, I. 1905 *Bushido, The soul of Japan: An exposition of Japanese thought*. 2nd ed. New York: G.P. Putnam's Sons.)
- 大淵憲一 1987 攻撃の動機と対人機能 心理学研究, 58, 113-124.
- 大淵憲一 2000 攻撃と暴力—なぜ人は傷つけるのか— 丸善ライブラリー
- 品田瑞穂・山岸俊男・大村優 2004 第3者による制裁行動に集団所属性が与える影響 日本社会心理学会第45回大会発表論文集, 174-175.
- Strayer, F. F., & Noel, J. M. 1986 The prosocial and antisocial functions of preschool aggression: An ethological study of triadic conflict among young children. In C. Zahn-Waxler, E. M. Cummings, & R. Iannotti (Eds.), *Altruism and aggression: Biological and social origins*, Pp. 107-131. New York: Cambridge University Press.
- 田中堅一郎 1998 補遺:「あとがき」にかえて 田中堅一郎.(編) 社会的公正の心理学—心理学の視点から見た「フェア」と「アンフェア」— ナカニシヤ出版 Pp. 213-220.
- 寺井 滋・山岸俊男 2004 自集団に対する協力行動と制裁としての攻撃行動 日本社会心理学会第45回大会発表論文集, 164-165.
- 上野一彦・撫尾知信・飯長喜一郎 1991a 絵画語い発達検査 日本文化科学社
- 上野一彦・撫尾知信・飯長喜一郎 1991b 絵画語い発達検査手引〔1991年修正版〕 日本文化科学社
- 渡辺弥生 1992 幼児・児童における分配の公正さに関する研究 風間書房

謝 辞

本研究にご協力を賜りました東広島商事(株)みづき保育園園長馬越英美子先生, 保育士の皆様, 園児の皆様に深く感謝申し上げます。